

## 造林事業請負契約書（案）

1 事業名、請負物件、契約面積、請負予定数量、請負予定金額、事業場所及び完了検査場所

事業名	請負物件	契約面積	請 負 予 定 数 量	請負予定金額	事業場所	完了 検査 場所

（注）〔（ ）の部分には請負者が課税対象業者である場合に使用する。〕

2 事業期間

自 契 約 締 結 日 の 翌 日

（詳細は、事業内訳書のとおり）

至 令 和 9 年 2 月 2 6 日

3 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。

（選択されるものは○印、削除されるものは×印。）

適用削除の区分	選択事項	選択条項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	支給材料及び貸与品	第15条
	前金払	分の 以内
	中間前金払	第35条第3項
○×	部分払	月 1 回以内
	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

（注）国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

4 支給材料及び貸与物件

品 名	品 質 規 格	数 量	引 渡 予 定 場 所	引 渡 予 定 月 日

## 5 特約事項

- ① 上記の事業に関する保安林内作業行為協議の知事同意の範囲内で作業を行うものとする。  
なお、やむを得ず知事同意の範囲を超えるおそれがある場合は、請負者は事前に発注者にその旨を届出し、理由を付して保安林内作業行為の追加・変更協議を行うことを求めるものとする。
- ② 請負者は、「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」に定める事業計画書を作成するに当たり、技術提案書に記載された内容を反映するものとする。
- ③ 発注者が採用した技術提案については、その後の事業において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合には、発注者は無償で使用できることとする。  
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。
- ④ 発注者が技術提案を適正と認めることにより、設計図書において事業実施方法等を指定しない部分の事業に関する請負者の責任が軽減されるものではないこととする。
- ⑤ 請負者の責により事業計画書の記載内容が満足出来ないと発注者が判断した場合は、発注者は、「国有林野事業の素材生産及び造林に係る請負事業成績評定要領の制定について(平成20年3月31日付け19林国業第244号林野庁長官通知)」に定める事業成績評定について、単年度の場合にあっては履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずること、複数年度にわたる事業の場合にあっては当該不履行があった年度において履行できなかった項目ごとに3点ずつ減ずることができることとする。
- ⑥ 請負者が事業計画書のうち技術提案に係わる内容を履行できなかったと発注者が認めた場合で再度事業実施が困難あるいは合理的でない場合は、発注者は契約金額の減額、損害賠償請求等を行うことができることとする。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページに掲載している「国有林野事業造林事業請負契約約款」及び「国有林野事業製品生産事業請負契約約款」（本事業の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和        年        月        日

発注者 住所 北海道檜山郡厚沢部町緑町162-28  
氏名 分任支出負担行為担当官  
檜山森林管理署長 徳永 隆則

請負者 住所  
氏名

別紙

## 設計図書について

入札公告及び北海道森林管理局ホームページに掲載している設計図書（造林事業請負標準仕様書、北海道森林管理局造林事業請負仕様書、製品生産事業請負標準仕様書、北海道森林管理局製品生産事業請負仕様書、図面）については、本事業の公告日現在に交付したものとする。

## 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m <sup>3</sup> )	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
姫川	1477に	保育間伐	スギ	0.14	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		1
姫川	1477へ	保育間伐	トドマツ	0.54	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		2
姫川	1477と	保育間伐	トドマツ	1.55	140	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		3
姫川	1478ろ	保育間伐	スギ	0.68	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		4
姫川	1478に	育成受光伐	スギ	0.52	110	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		5
姫川	1478へ	誘導伐	トドマツ	10.76 3.95	885	伐採・搬出等	契約日の翌日	R8.10.30		6
姫川	1478ち	保育間伐	スギ	3.50	220	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		7
姫川	1478り	保育間伐	トドマツ	2.00	110	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		8
姫川	1478ぬ	保育間伐	他L	3.06	70	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		9
姫川	1478る	保育間伐	スギ	1.81	115	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		10
姫川	1481い	育成受光伐	カラマツ	0.36	20	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		11
姫川	1481は	保育間伐	スギ	0.67	395	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		12
姫川	1481に	保育間伐	スギ	9.51	1,370	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		13
姫川	1481ほ	保育間伐	スギ	1.00	150	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		14
姫川	1481ち	保育間伐	スギ	0.20	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		15
姫川	1481か	保育間伐	スギ	1.49	190	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		16
姫川	1481そ	保育間伐	スギ	0.35	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		17
姫川	1494へ	保育間伐	カラマツ	0.38	25	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		18
姫川	1494と	保育間伐	トドマツ	3.13	395	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		19
姫川	1494ち	保育間伐	スギ	3.47	285	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		20
姫川	1494り	保育間伐	スギ	3.95	295	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		21
姫川	1494る	保育間伐	トドマツ	5.70	355	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		22
姫川	1494わ	保育間伐	スギ	1.49	120	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		23
姫川	1494つ	育成受光伐	カラマツ	1.77	80	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		24
姫川	1495い	保育間伐	カラマツ	12.64	365	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		25

注：1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位:本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位:m<sup>3</sup>)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。

## 事業内訳書

事業地 又は 森林事務所	林小班	事業区分 又は 作業種	樹種	面積 (ha)	数量 (m <sup>3</sup> )	作業仕様	作業期間年月日		備考	連番
							から	まで		
姫川	1495ろ	保育間伐	トドマツ	1.23	90	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		26
姫川	1495は	保育間伐	トドマツ	0.86	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		27
姫川	1495へ	保育間伐	トドマツ	0.71	50	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		28
姫川	1495と	保育間伐	トドマツ	4.60	85	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		29
姫川	1495り	保育間伐	カラマツ	18.97	190	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		30
姫川	1495ぬ	保育間伐	トドマツ	2.77	195	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		31
姫川	1495わ	保育間伐	トドマツ	0.58	30	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		32
姫川	1495か	保育間伐	トドマツ	0.92	55	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		33
姫川	1495よ	保育間伐	トドマツ	0.90	65	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		34
姫川	1495た	保育間伐	トドマツ	1.29	40	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		35
姫川	1495ね	保育間伐	トドマツ	1.68	105	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		36
姫川	1495な	育成受光伐	カラマツ	4.14	125	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		37
姫川	1495ら	保育間伐	スギ	1.06	80	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		38
姫川	1495う	保育間伐	カラマツ	6.32	35	伐採・搬出等	契約日の翌日	R9.2.26		39
										40
										41
										42
										43
										44
										45
										46
										47
										48
										49
			合計	116.70 109.89	7,100					50

注: 1. 「事業区分又は作業種」欄は、保育間伐、誘導伐、天然林受光伐等と記載する。

2. 「樹種」欄は、人工林の場合のみ記載する。

3. 「数量」欄は、伐採のみの場合はHA当たり伐採本数(単位: 本/ha)を、伐採搬出の場合は生産量(単位: m<sup>3</sup>)を記載する。

4. 「作業期間年月日」欄は、作業期間を指定する場合に記載する。



## 事業内訳書

コンテナ苗植付

8年度檜山署【乙部地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

担当区	林小班	作業種別 (細分)	樹種	面積(ha)		数量 (本)	作業仕様				作業期間年月日		備考
				区域	実行		植付 条数	列間 (m)	苗間 (m)	苗木規格 (号)	から	まで	
乙部	1478 へ	新植 コンテナ苗植付	カラマツ(コンテナ 苗)	10.76	3.95	5,930		4.0	1.6	1	R8.9.7	R8.11.30	
		新植 コンテナ苗植付 計		10.76	3.95	5,930							
		乙部 計		10.76	3.95	5,930							
合計				10.76	3.95	5,930							

### 事業地毎の作業条件

林小班	伐採率 (%)	伐採方法	伐採仕様 (伐列幅×残幅)	林地傾斜	法令制限
1477 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
1477 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
1477 と	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
1478 ろ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
1478 に	30	択伐		30度未満	水源かん養保安林
1478 へ	40	複層伐	40 m× 60 m	20度未満	水源かん養保安林
1478 ち	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
1478 り	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
1478 ぬ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
1478 る	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
1481 い	30	択伐		20度未満	水源かん養保安林
1481 は	33	列状間伐	5 m× 10 m	10度未満	水源かん養保安林
1481 に	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
1481 ほ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
1481 ち	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
1481 か	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度未満	水源かん養保安林
1481 そ	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
1494 へ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1494 と	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1494 ち	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1494 り	33	列状間伐	5 m× 10 m	20度未満	水源かん養保安林
1494 る	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1494 わ	25	列状間伐	5 m× 15 m	20度未満	水源かん養保安林
1494 つ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 い	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 ろ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 は	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 へ	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 と	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 り	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 ぬ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 わ	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 か	25	列状間伐	5 m× 15 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 よ	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 た	33	列状間伐	5 m× 10 m	30度以上	水源かん養保安林
1495 ね	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 な	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度未満	水源かん養保安林
1495 ら	30	列状間伐	5 m× 12 m	20度未満	水源かん養保安林
1495 う	30	列状間伐	5 m× 12 m	30度以上	水源かん養保安林

注：1. 「伐採方法」欄は、「列状間伐」（帯状を含む。）、「定性間伐」又は「複層伐」等と記載する。

2. 「伐採仕様」欄は、「伐列幅×残幅」等を記載する。

3. 「林地傾斜」欄は、「10度未満」、「20度未満」、「30度未満」又は「30度以上」と記載する。

4. 「法令制限」欄は、当該林小班に法令制限の指定がある場合に記載する。

# 地拵・地表処理(大型機械(グラップル等))プルーフリスト

8年度檜山署【乙部地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

箇所数 1 面積合計 10.76 3.95

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		刈払 方法	刈幅 (m)	残幅 (m)	連絡路			刈払率	haあたり30cm以下 伐根処理	林地 傾斜	通勤距離		
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)				有無	延長 (m)	刈幅 (m)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易
乙部	1478	へ		複層林	新植地拵	10.76	3.95	全刈						100%		0~15°	15	0.1	易

# コンテナ苗植付ブルーリスト

8年度檜山署【乙部地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

箇所数 1

面積合計 10.76 3.95

本数合計 5,930

担当区	林班	小班	枝番	林種細分	更新方法 の区分	面積		植生の種類	植栽樹種	植栽本数		苗木運搬 距離(km)	苗木小運搬		苗木規格	石礫比	林地 傾斜	通勤距離			植条 数	列間 (m)	苗間 (m)
						事業量 (ha)	実行面積 (ha)			植付総本数 (本)	haあたり 本数(本)		条件	距離 (km)				自動車 (km)	徒歩 (km)	徒歩 難易			
乙部	1478	へ		複層林	新植	10.76	3.95	チシマザサ(チシマザサ、スズタケが70%以上)	カラマツ(コンテナ苗)1号	5,930	1,501		易	0.1	50cm以下	35%以下	0~15°	15		易		4.00	1.60

## 苗木購入プルーフリスト

8年度檜山署【乙部地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号

5,930

<u>作業種</u>	<u>更新方法の区分</u>	<u>苗木</u>	<u>数量(本)</u>
コンテナ植付	新植	カラマツ(コンテナ苗) 1号	5,930

## 苗木運搬プルーフリスト

8年度檜山署【乙部地区】保全整備(保育間伐等・地拵・植付)第2号

作業種	運搬距離(km)	トドマツ類数量(本)	カラマツ類数量(本)	合計本数(本)	裸苗 運搬回数	コンテナ苗 運搬回数
コンテナ植付	59		5,930	5,930		1

事業地別伐区別立木資材と生産計画表

事業場所						伐採面積	立木資材量 (m³)						立木資材m³廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
事業地名	事業区分	林班	小班	支番	伐区		N		L		計		N	L	計		N	L	N	L	計	N	L	計
							本数	材積	本数	材積	本数	材積												
姫川	保育活用	1477	に			0.14	71	24.77	12	2.04	83	26.81	0.35	0.17	0.32	192	80.7		20		20			
姫川	保育活用	1477	へ			0.54	132	69.66	15	4.49	147	74.15	0.53	0.30	0.50	137	71.8		50		50			
姫川	保育活用	1477	と			1.55	353	186.70	35	12.03	388	198.73	0.53	0.34	0.51	128	72.3	41.6	135	5	140			
姫川	保育活用	1478	ろ			0.68	341	120.74	56	6.07	397	126.81	0.35	0.11	0.32	186	70.4	82.4	85	5	90			
姫川	育成受光	1478	に			0.52	207	157.14	5	4.00	212	161.14	0.76	0.80	0.76	310	70.0		110		110			
姫川	誘導伐	1478	へ			3.95	1,748	1,248.24	218	21.17	1,966	1,269.41	0.71	0.10	0.65	321	70.1	47.2	875	10	885			
姫川	保育活用	1478	ち			3.50	446	302.15	108	22.01	554	324.16	0.68	0.20	0.59	93	69.5	45.4	210	10	220			
姫川	保育活用	1478	り			2.00	152	139.45	140	22.40	292	161.85	0.92	0.16	0.55	81	71.7	44.6	100	10	110			
姫川	保育活用	1478	ぬ			3.06			1,073	151.53	1,073	151.53		0.14	0.14	50		46.2		70	70			
姫川	保育活用	1478	る			1.81	227	153.62	55	10.87	282	164.49	0.68	0.20	0.58	91	71.6	46.0	110	5	115			
姫川	育成受光	1481	い			0.36	41	28.61	1	1.00	42	29.61	0.70	1.00	0.71	82	69.9		20		20			
姫川	保育活用	1481	は			0.67	1,083	557.99	9	5.00	1,092	562.99	0.52	0.56	0.52	840	70.8		395		395			
姫川	保育活用	1481	に			9.51	2,149	1,868.09	1,188	178.44	3,337	2,046.53	0.87	0.15	0.61	215	69.1	44.8	1,290	80	1,370			
姫川	保育活用	1481	ほ			1.00	227	196.68	127	19.29	354	215.97	0.87	0.15	0.61	216	71.2	51.8	140	10	150			
姫川	保育活用	1481	ち			0.20	45	38.69	29	4.06	74	42.75	0.86	0.14	0.58	214	64.6		25		25			
姫川	保育活用	1481	か			1.49	335	291.69	182	27.78	517	319.47	0.87	0.15	0.62	214	60.0	54.0	175	15	190			
姫川	保育活用	1481	そ			0.35	38	58.58	8	2.71	46	61.29	1.54	0.34	1.33	175	68.3		40		40			
姫川	保育活用	1494	へ			0.38	69	42.91	2	1.00	71	43.91	0.62	0.50	0.62	116	58.3		25		25			
姫川	保育活用	1494	と			3.13	843	665.12	98	19.59	941	684.71	0.79	0.20	0.73	219	57.9	51.0	385	10	395			
姫川	保育活用	1494	ち			3.47	2,017	494.19	24	5.90	2,041	500.09	0.25	0.25	0.25	144	57.7		285		285			
姫川	保育活用	1494	り			3.95	1,687	459.49	366	52.68	2,053	512.17	0.27	0.14	0.25	130	57.7	56.9	265	30	295			
姫川	保育活用	1494	る			5.70	1,346	605.93	28	13.00	1,374	618.93	0.45	0.46	0.45	109	57.8	38.5	350	5	355			
姫川	保育活用	1494	わ			1.49	236	203.56	9	1.97	245	205.53	0.86	0.22	0.84	138	59.0		120		120			
姫川	育成受光	1494	つ			1.77	182	137.18	4	3.00	186	140.18	0.75	0.75	0.75	79	58.3		80		80			
姫川	保育活用	1495	い			12.64	1,010	609.23	21	13.00	1,031	622.23	0.60	0.62	0.60	49	59.1	38.5	360	5	365			
姫川	保育活用	1495	ろ			1.23	140	152.30	25	3.53	165	155.83	1.09	0.14	0.94	127	59.1		90		90			
姫川	保育活用	1495	は			0.86	176	42.58	133	25.24	309	67.82	0.24	0.19	0.22	79	58.7	39.6	25	10	35			
姫川	保育活用	1495	へ			0.71	160	66.23	147	20.96	307	87.19	0.41	0.14	0.28	123	60.4	47.7	40	10	50			
姫川	保育活用	1495	と			4.60	468	217.45	10	5.00	478	222.45	0.46	0.50	0.47	48	39.1		85		85			
姫川	保育活用	1495	り			18.97	854	461.40	18	10.00	872	471.40	0.54	0.56	0.54	25	40.1	50.0	185	5	190			
姫川	保育活用	1495	ぬ			2.77	398	318.83	63	9.81	461	328.64	0.80	0.16	0.71	119	59.6	51.0	190	5	195			
姫川	保育活用	1495	わ			0.58	107	31.24	101	19.70	208	50.94	0.29	0.20	0.24	88	64.0	50.8	20	10	30			
姫川	保育活用	1495	か			0.92	294	78.32	137	18.86	431	97.18	0.27	0.14	0.23	106	57.5	53.0	45	10	55			
姫川	保育活用	1495	よ			0.90	177	108.30	4	3.00	181	111.30	0.61	0.75	0.61	124	60.0		65		65			
姫川	保育活用	1495	た			1.29	184	82.68	4	2.00	188	84.68	0.45	0.50	0.45	66	48.4		40		40			
姫川	保育活用	1495	ね			1.68	361	177.07	8	4.00	369	181.07	0.49	0.50	0.49	108	59.3		105		105			
姫川	育成受光	1495	な			4.14	469	206.12	10	5.00	479	211.12	0.44	0.50	0.44	51	60.6		125		125			
姫川	保育活用	1495	ら			1.06	153	130.08	3	2.00	156	132.08	0.85	0.67	0.85	125	61.5		80		80			
姫川	保育活用	1495	う			6.32	145	88.77	4	2.00	149	90.77	0.61	0.50	0.61	14	39.4		35		35			
合計						109.89	19,071	10,821.78	4,480	736.13	23,551	11,557.91	0.57	0.16	0.49	105	62.7	43.5	6,780	320	7,100			

事業区分別立木資材と生産計画表

事業区分	伐採面積	立木資材量 (m <sup>3</sup> )						立木資材m <sup>3</sup> 廻り			ha 当り 資材量	素材生産 見込利用率		素材生産請負計画量			同時販売予定量		
		N		L		計		N	L	計		N	L	計	N	L	計		
		本数	材積	本数	材積	本数	材積												
経常																			
天然受光																			
育成受光	6.79	899	529.05	20	13.00	919	542.05	0.59	0.65	0.59	80	63.3		335		335			
誘導伐	3.95	1,748	1,248.24	218	21.17	1,966	1,269.41	0.71	0.10	0.65	321	70.1	47.2	875	10	885			
保育活用	99.15	16,424	9,044.49	4,242	701.96	20,666	9,746.45	0.55	0.17	0.47	98	61.6	44.2	5,570	310	5,880			
保護伐																			
合計	109.89	19,071	10,821.78	4,480	736.13	23,551	11,557.91	0.57	0.16	0.49	105	62.7	43.5	6,780	320	7,100			





# 特記仕様書

8年度檜山署【乙部地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第2号について、下記の事項を定める。

## 記

### 1 保安林内作業行為協議の知事同意内容の説明

当該事業の事業地は保安林に指定されており、当該事業に係る保安林内作業行為協議の申請中であり、知事の同意後に事業を着手すること。（別紙「事業地毎の作業条件」参照）

### 2 伐採について

(1)列状間伐箇所においては、調査木の標示（ナンバーテープ）の有無にかかわらず列状間伐ができるものとする。

(2)調査木の標示（ナンバーテープ）がある立木を伐採しない場合、標示を剥がす必要はない。

### 3 濁水防止対策

当該事業において、濁水発生が危惧される場合は、丸太や側溝を利用し濁水防止に努め、事業終了後には撤去すること。また、大雨時などは、監督職員等と協議のうえ実行すること。作業終了後には、水切り等の保全措置を行うこと。

### 4 既設道及び土場の維持修繕等に関する事項

#### (1)既設道等の維持修繕

事業実行に必要な既設道等については、車両等の通行に支障が無いよう維持修繕を行うものとする。

#### (2)既設道等への敷砂利

既設道及び土場等への砂利敷均については、事業実行及び運材に支障が無いよう次に定める仕様により行うものとする。

①敷幅：3mの範囲内

②敷厚：10～20cm

③切込砕石：0～80mm級

なお、敷砂利分の「納入伝票」及び「納品書等」を完了検査時に提出すること。

※「納品書等」とは、砕石プラント等から受注者に対し、当該数量を納品したことを証明する一覧表とする。

#### (3)除雪

当該事業の事業地へ通じる通勤路（公道を除く）については、車両の通行に支障がないよう除雪を行うものとする。

### 5 システム販売

当該事業から出材される素材がシステム販売の対象となった場合は、採材寸法及び検知等について別途指示する。

### 6 誤伐防止

誤伐防止のため、別紙「誤伐防止のためのチェックポイント」を事業計画書の承認を受けた後事業着手前に提出すること。

7 事業期間の指定

当該事業地のうち、誘導伐（1478 へ林小班）については、地拵・植付を伴うことから、令和8年10月30日までに作業を完了すること。

8 ナラ枯れ拡大防止対策

ナラ枯れの被害に関する対応について、別紙「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」（北海道水産林務部林務局森林整備課）に基づき適切に対応するほか、監督職員の指示に従うものとする。

また、事前踏査及び事業実行中に被害木及び被害木と推定されるものが発見された場合は立木にテープ等で表示するとともに、位置情報を速やかに監督職員等へ報告すること。

9 協定苗木の使用について

植付作業で使用するすべてのコンテナ苗について、北海道森林管理局長と下記苗木生産者で「コンテナ苗の苗木安定需給協定」を締結している苗木を使用すること。

生産者	樹種	規格	数量
有限会社谷口精光園 北斗市本町2丁目2番3号 TEL 0138-77-8101	カラマツ	1号(150CC)	5,930本 (秋植)

別紙

# 製品生産における誤伐防止のためのチェックポイント

年 月 日

発注者

分任支出負担行為担当官

森林管理（支）署長 殿

請負者

住所

氏名

年 月 日契約した 年度〇〇署【△△地区】保全整備（保育間伐・地拵え・植付）  
第〇号について、下記事項の通り提出いたします。

区 分	チェックポイント	チェック		
		はい	該当なし	
保安林協議	保安林伐採協議及び作業行為の知事同意済内容を確認しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	特に土場・森林作業道の作設面積は、確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
契約書と図面 等の事前確認	契約書・仕様書・特記仕様書等の確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	関係図簿等の資料を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地に収穫調査、立木販売済箇所及び分収林の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐採区域内における伐採除外地の有無を確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
境界の 現地確認	林小班及び伐採区域の現地確認をしましたか	<input type="checkbox"/>		
	隣接地の収穫調査、立木販売済箇所及び分収林を現地確認しましたか	<input type="checkbox"/>		
	伐区界等の不明箇所がありましたか	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
	（ある場合）不明箇所を監督職員等に確認依頼しましたか	<input type="checkbox"/>		
支障木の取扱 （裏面）	立木販売と製品生産事業での支障木の取扱方法の相違を理解しましたか	<input type="checkbox"/>		
	作業従事者に上記について周知しましたか	<input type="checkbox"/>		
作業従事者 ・ 下請者への 指導	作業従事者に図面等を配布し、次のことを指導しましたか			
	・ 伐採区域の標示方法	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採方法（帯状、定性等）及び伐採仕様（伐採率）	<input type="checkbox"/>		
	・ 調査木の標示方法（No.テープの記号、番号、色別）	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の有無	<input type="checkbox"/>		
	・ 伐採除外地の標示方法	<input type="checkbox"/>		
作業従事者に上記について不明な場合は現場代理人へ報告するよう指導 しましたか	<input type="checkbox"/>			
	丸太・砂利等運搬を除き、下請け作業がある場合、下請者に作業従事者と 同様のことを指導しましたか	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

注：このチェック表は、事業計画書の承認を受けた後、**事業着手前に監督職員に提出してください。**

監督職員
年 月 日
官職氏名

# 支障木の取扱

項目	立木販売		製品生産事業	
	伐区内	伐区外	伐区内	伐区外
伐倒支障木	伐倒支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う</u>	同左	伐倒支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う</u>	同左
損傷木	損傷木が発生した場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	損傷木が発生した場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左
搬出路等支障木	搬出路支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	森林作業道支障木は、予め本物件の調査結果を活用して資材に繰入れ払出済のため、支障木届の提出は必要ない。	森林作業道支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>
土場支障木	土場支障木が発生する場合は、買受人は支障木届を森林官等に提出し、森林官等の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は代金納入後に森林官等の指示により行う。</u>	同左	土場支障木が発生する場合は、請負者は支障木届を監督職員に提出し、監督職員の指示により伐倒を行う。 <u>※伐倒開始は監督職員の指示により行う。</u>	同左

# 北海道内におけるナラ枯れ被害木等の 伐採・移動に関する指針

北海道水産林務部林務局森林整備課

北海道ナラ枯れ被害対策基本方針（令和6年森整第1080号）第3の3(3)アに定めるナラ類等の伐採・移動について、次のとおり定める。

## 1 目的

近年、カシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）が媒介する病原菌「ナラ菌」により、ナラ類等が集団的に枯死する「ナラ枯れ」が全国的に発生しています。

カシナガは体長5mm程度の虫で、6月～8月頃にナラ類等の幹に入り込みます。カシナガが持ち込むナラ菌が増殖した木の多くは、その年の8月～9月頃には枯死します。

北海道では令和5(2023)年度に初めてナラ枯れが確認され、令和6(2024)年度には、その被害が拡大しており、今後も被害の更なる拡大や長期化が懸念されています。

道では、ナラ枯れ被害の拡大防止に向けて、林業・木材産業関係者の皆様が被害地域等でナラ類等の伐採や移動を行う際に守っていただきたい事項を、留意事項としてとりまとめましたので、対応についてのご協力をお願いします。

## 2 留意事項

### (1) 被害地域でのナラ類等の伐採/処理（被害木）

#### ・被害木は、5月末までに適切に伐採・処理する

\*被害木にはカシナガが潜んでいるおそれがあります。6月～9月はカシナガが被害木から羽化・脱出する時期（以下「脱出時期」という。）であり、新たな被害が発生することが懸念されます。

#### ・被害木は、「伐採後速やかに搬出・処理する」など、適切な処理を行う。

\*被害木を伐採後に、林内に集積しておくこと、カシナガを誘引し、被害拡大につながることを懸念されます。

⇒道は、試験研究機関の協力のもと、被害木の適切な処理方法を「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」として整理・公表しています。マニュアルに沿った処理をお願いします。

#### ・山土場や製材工場土場などの丸太から穿入痕が確認された場合も、被害木同様に扱う。

\*山土場や製材工場土場などの丸太に穿入痕が確認された場合、その丸太からカシナガが羽化・脱出し、新たな被害が発生することも懸念されます。

⇒道の処理マニュアルに定める方法に準じ、くん蒸・チップ化・焼却等による処理をお願いします。なお、材の大きさなどの状況により、マニュアルに沿った処理が困難な場合は個別に検討します。また、薬剤を用いた、くん蒸処理後の材の活用の適否は、各実施主体において薬剤メーカーに確認するなど、適切に対応して下さい。

## (2) 被害地域でのナラ類等の伐採（未被害木）

### ・被害地域では、ナラ類等を6月から9月の間は伐採しない

＊ナラ類等の伐採や枝払い等を脱出時期に行うことは、近隣に生息するカシナガを誘引し、被害の拡大につながります。なお、ナラ類等を単木的に除外して施業を行うことが困難な場合は、伐採後速やかに林外に搬出してください。

### ・未被害木についても、「伐採後速やかに搬出する」など、適切な対応を行う。

＊未被害木でも伐採後に林内に集積しておくとかシナガを誘引し、被害拡大につながる懸念されますので、特に6月～9月の間は被害地域及び被害監視地域内の林内に集積・保管しないとともに、野外での集積・保管も極力行わないで下さい。

### ・林外に搬出した材についても、5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行う。

＊林外に搬出した材にかシナガが穿入していた場合、丸太からカシナガが脱出する可能性があることから、脱出時期前の5月末までに焼却等を行うことが望ましいです。

## (3) 被害地域から未被害地への移動（被害木、未被害木）

### ・被害木は移動しない。未被害木であっても極力移動は行わない。

＊カシナガの穿入痕は小さく発見しづらく被害の判定が難しいことがあります。未被害木でどうしても移動が必要な場合には、移動前及び移動後にカシナガの穿入痕がないか十分確認して下さい。

### ・販売者は、販売先や譲渡先等木材の受け入れ先に通知書を配布する（道に写しを提出）

＊被害地域から搬出された材であることや、受入材が被害発生リスクのあることを地域で共有するため、未被害のナラ類等を移動する場合には販売者は受け入れ先に対し、通知書を提出して下さい。また、受け入れ先に対して、脱出時期前の5月末までに焼却・破碎・製材等を極力行うよう伝達して下さい。

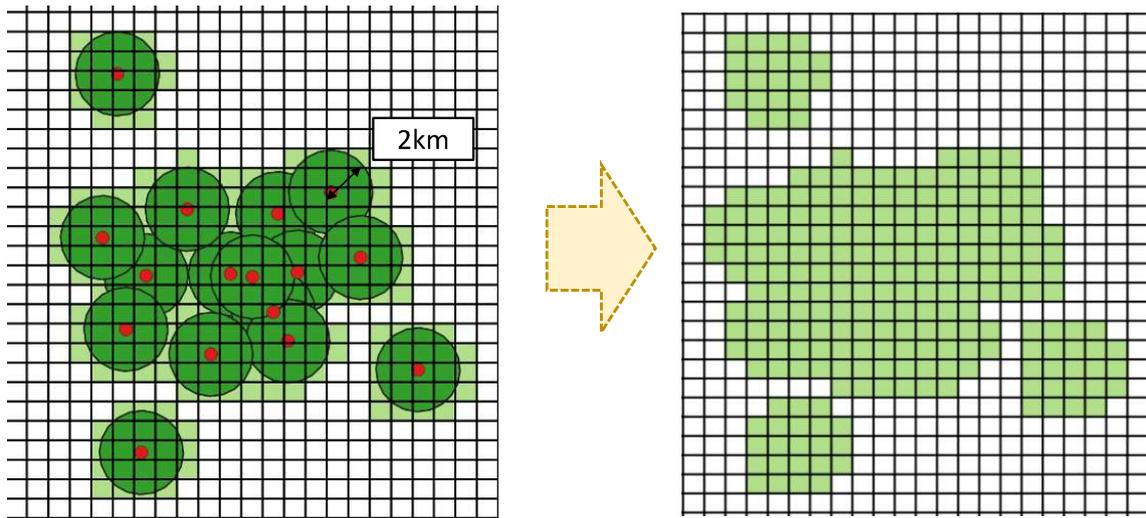
⇒当年度以降の「被害監視区域」を設定する参考としますので、道への通知書（写）提出にもご協力をお願いします。

## <参考>

### 1 被害地域の考え方

【これまで分かっていること】

- ・被害地域内の立木には、カシナガが侵入する可能性がある。  
（脱出時期（6～9月）の伐採・搬出には要注意。  
被害木の確認された周囲（半径1～2 km）での被害には要注意）
- ・伐採後の丸太には、カシナガを誘引する揮発成分がある（被害木でなくても同様）
- ・立ち枯れ木だけでなく、土場の丸太にもカシナガは侵入し、増殖・脱出する



【被害木及び被害木周辺】

【被害地域】

<凡例>

- ・赤点・・・被害木
- ・緑色・・・被害木から半径2kmの円
- ・薄緑色・・・被害地域（半径2kmの円と全部または一部が重なるメッシュ）
- ・白色・・・未被害地
- ・メッシュ・国土交通省が公開している1kmメッシュ

○被害地域図作成の手順

(1) 被害地域の作成

被害木から半径2kmの円と重なるメッシュ把握

(2) 被害地域の図示

円及び被害木を消した図を作成・公開

### 2 各種用語の定義

○ナラ類等

- ・「ミズナラ、コナラ、アカナラ、カシワなどのナラ類やクリ」など、北海道に生育し、ナラ枯れ被害を受ける樹木をいう。なお、ブナは「ナラ枯れ」をうけない

○被害木

- ・カシナガによるナラ枯れの被害木（枯死木、カシナガの穿入が認められる生立木）

○被害地域

- ・前年又は当年に確認された「被害木から半径2kmの円と一部でも重なるメッシュの範囲」。メッシュは国土交通省が公開している1kmを使用。被害地域は毎年度、上空調査の結果を踏まえて変更する。

\*被害地域は、被害木の発生状況を踏まえ、適宜更新し、道のホームページで公表

<水産林務部林務局森林整備課 HP> <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srs/>

<お問い合わせ先>

- ・北海道 水産林務部 林務局 森林整備課
- ・最寄りの（総合）振興局 産業振興部 林務課 森林整備係

# ナラ枯れ被害地域におけるナラ類等の伐採・移動通知書

年 月 日

(受け入れ先) 様  
(受け入れ先住所)  
(木材集積場所の住所)  
(受け入れ先電話番号)

(販売者住所)  
(販売者氏名)  
(販売者連絡先電話番号)

この木材には、ナラ枯れの被害材が混入しているおそれがありますので、「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」に基づき、次のとおり通知します。

## 記

### 1 ナラ枯れ被害の監視について

ナラ枯れの被害材が混入していた場合、周囲でナラ枯れが発生する可能性がありますので、本木材を集積する箇所の半径2 kmの範囲内にナラ枯れ被害が発生していないか、自主的に被害の監視を行ってください(特に8月～9月にかけて枯死することが多いため、この時期は重点的に監視を行ってください)。

### 2 ナラ枯れ被害対応

#### (1)本木材からカシナノナガキクイムシの穿入痕と疑われる痕が見つかった場合

速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

その後、道や試験研究機関による調査の結果、ナラ枯れ被害材と判定された場合は、被害材の処理が必要となります。処理については、販売者・受け入れ者で協議を行う必要があるため、被害材であることが判明した場合、受け入れ者は速やかに販売者に連絡してください。

#### (2)集積場所周辺でナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合

ナラが枯死し、木の根元に木くずや糞の混合物(フラス)が堆積している場合や、幹に穿入した痕跡がある場合などナラ枯れ被害が疑われる樹木が見つかった場合は、速やかに最寄りの(総合)振興局産業振興部林務課森林整備係まで連絡してください。

#### 【注意】

- 販売者は、本通知書の写しを北海道水産林務部林務局森林整備課に提出してください。  
< F A X : 011-232-1297 メール : suirin.shinsei2@pref.hokkaido.lg.jp >
- また、販売者は受け入れ者から被害材であることが判明した旨の連絡があった場合、伐採が行われた位置(市町村や林小班など)がわかる情報の提供にも協力してください。  
\* 伐採地のわかる書類を通知毎に整理しておくこと、連絡後の確認が容易です。  
例：合法性証明として活用できる書類(「伐採及び伐採後の造林の届出書」や「森林管理署等と交わした売買契約書」など)の写しを通知と併せて保管
- 販売者が新たな受け入れ先に通知を行う際には、本通知書に、
  - 「北海道ナラ枯れ被害対策基本方針」
  - 「北海道内におけるナラ枯れ被害木等の伐採・移動に関する指針」
  - 「ナラ枯れ周知用パンフレット(ナラ枯れかも!! 情報提供にご協力ください)」を添付し、ナラ枯れ被害の注意喚起をしてください  
(北海道水産林務部林務局森林整備課のホームページから入手できます)
- 「木材集積場所住所」には販売者が把握している集積場所(荷下ろしを行う工場土場等)を記載してください。複数の場所に荷下ろし・集積する場合は全て記載してください。  
受け入れ者が集積場所を移動した場合、受け入れ者は移動先で監視を行ってください。



チェック	様式 NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考			
<input type="checkbox"/>	1	競争参加資格確認申請書(表紙)	<input type="checkbox"/>	全省庁統一資格の資格確認通知書(写)	共同事業体による申請の場合は構成員全員			
			<input type="checkbox"/>	林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく都道府県知事からの認定を証明する書類(写)				
			<input type="checkbox"/>	共同事業体協定書(写)	共同事業体による申請の場合			
<input type="checkbox"/>	2	同種の事業の実績	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)				
<input type="checkbox"/>	3	配置予定の技術者の資格等	<input type="checkbox"/>	法令等による技術者の資格・免許 入札公告の(ア)~(カ)の資格	資格・免許を保有していることが確認出来る修了証書等の写し			
			<input type="checkbox"/>	上記法令等による技術者の資格・免許の保有がない場合、同様の資格として認められる過去15年のうち3年以上森林整備事業に従事した実績を記載。実績として記載した事業に係る契約書等(写)	技術者の経験が証明できる書類 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの			
			<input type="checkbox"/>	入札参加者が直接雇用していることが判る書類(写)	保険証の写しなど 経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの			
<input type="checkbox"/>	4	従事予定の技能者の資格等	<input type="checkbox"/>	チェーンソー 伐倒・造材	伐木等の業務に係る特別教育の修了証書(写) ※令和2年7月まで有効な伐木等の業務8号の場合、補講に関する特別教育の修了証書(写)	チェーンソー手帳は講習受講・修了等証明付のもの		
			<input type="checkbox"/>		高性能機械	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)		
			<input type="checkbox"/>	木寄・集材	高性能林業機械に関する受講証明等	経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの		
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>		車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	巻立	伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>		走行集材機械運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>		架線集材機械等運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>	路網・土場	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)			
			<input type="checkbox"/>		はい作業主任者技能講習の修了証書等(写)			
			<input type="checkbox"/>		伐木等機械運転特別教育の修了証書(写)			
			<input type="checkbox"/>	輸送	車両系建設機械運転技能講習の修了証書等(写)			
			<input type="checkbox"/>		地山の掘削作業主任者技能講習の修了証書等(写)			
			<input type="checkbox"/>	5	社会保険等への加入状況	<input type="checkbox"/>	保険加入状況を証明する資料	被保険者証の写し(記号・番号は黒塗りとする)等
			<input type="checkbox"/>	6	検知業務実績証明書	<input type="checkbox"/>	実績として記載した事業に係る契約書等(写)	
<input type="checkbox"/>	7	農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業) 事業者向けチェックシート	<input type="checkbox"/>		共同事業体による申請の場合は代表者のみ			

	チェック	様式NO	提出様式	チェック	添付資料等	備考	
技術提案書	<input type="checkbox"/>	1	技術提案書(表紙)	-	-		
	<input type="checkbox"/>	2	事業計画上の考慮事項等(簡易型の場合は省略可)	<input type="checkbox"/>	-	必要に応じて参考図書を添付	
	<input type="checkbox"/>	2-1	事業計画の工程管理(簡易型の場合は省略可)	-	-		
	<input type="checkbox"/>	3	企業の事業実績等	<input type="checkbox"/>	事業に関する「表彰実績」がある場合はその表彰状(写)		
				<input type="checkbox"/>	「同種事業の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)		同種事業であることが分かるもの(必要に応じ資料を添付)
				<input type="checkbox"/>	「立木等の販売と跡地における造林作業の請負とを一括して契約の実績」がある場合はその事業の契約書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「緑化活動」の実績がある場合はその契約・協定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「災害協定」を結んでる場合は、協定期間が確認出来る契約・協定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「ボランティア活動(防災等関連)」の実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)		
				<input type="checkbox"/>	エゾシカ被害対策について、直接捕獲事業にかかわる請負の実績がある場合は契約書(写)、ボランティアによる実績がある場合は実施年月日、実施場所、実施概要がわかるもの(写)		
				<input type="checkbox"/>	間接的な捕獲の実績がある場合は、情報提供内容が確認できるGPS情報、写真、図面等、又は事業者による狩猟免許取得・更新に係る費用負担や有害鳥獣捕獲等への参加のための特別休暇付与を証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法に基づき市町村から経営管理実施権の設定を受けている場合、そのことを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林管理経営法第36条第2項の要件に適合する者(意欲と能力のある林業経営体)として、都道府県から公表されている場合は、公表されていることを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	都道府県において「育成を図る林業経営体」(H30.2.6長官通知)に選定されている場合は、そのことを証明する資料		
				<input type="checkbox"/>	森林経営計画 森林法に基づく森林経営計画を自ら作成し、認定を受けている場合、森林経営計画認定書(写)		
				<input type="checkbox"/>	民有林実績 民有林における森林整備の実績がある場合、契約書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	「若手技術者等への登用・育成」の実績がある場合は、雇用通知書及び身分証明書等(写)、又は各種取組みを証明できる資料等(写)		活動内容の分かるもの(必要に応じ資料を添付)
				<input type="checkbox"/>	若者雇用促進法による「ユースエール認定企業」の場合は公表されている認定書等の写し		
				<input type="checkbox"/>	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の作成によりウェブサイト上に公表している内容が確認できる認定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	次世代法に基づく「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」の認定書等(写)		
				<input type="checkbox"/>	伐採・造林に関する行動規範と当該規範を遵守している旨を記載した誓約書		
				<input type="checkbox"/>	生産性向上 生産性向上を目的とした工程管理を行い、その結果から改善点を把握し、その後の事業により改善されたことが説明出来る資料又は工程管理を行ったことを証明できる資料等		
				<input type="checkbox"/>	技術向上 現場従事者の技術向上を目的とした取組みを証明できる資料等		
	<input type="checkbox"/>	休暇日数確保 就業規則、雇用通知書等(写)					
	<input type="checkbox"/>	休業4日以上労働災害無しの実績を継続していることを証明できる資料又は労働者死傷病報告等の災害概要がわかる書類					
	<input type="checkbox"/>	労働安全コンサルタントによる安全診断又はリスクアセスメントに取り組んでいる場合、実施していることを証明する資料					
	<input type="checkbox"/>	北海道林業事業体登録制度のホームページ上に公表されている「北海道林業事業体登録情報」(「北海道林業事業体登録実施要綱」による登録を受けており、その状態が継続していることを証する資料)					
<input type="checkbox"/>	退職金共済契約締結の事実を証明する資料						
<input type="checkbox"/>	3-1	企業の事業実績等(作業員の雇用形態)	<input type="checkbox"/>	作業員の雇用形態を証明する資料として「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)			
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された月給制導入の有無について、証明する資料(雇用通知書や就業規則等)			
			<input type="checkbox"/>	「作業従事者の雇用形態状況」(様式3-1)により記載された作業員別の居住地を証明する資料		免許証等の公的書類の写し(氏名と住所以外は黒塗りとする)等	
<input type="checkbox"/>	4	配置予定技術者の資格・経験	<input type="checkbox"/>	保有資格(技術士(森林部門)、林業技士、フォレストマネージャー等)の保有を証明する書類(写)。保有資格がない場合、現場代理人として10年間同種事業を経験したことを証明する履歴書等。		履歴書・経歴書等の場合は、事業主の証明あるもの	
			<input type="checkbox"/>	職業能力開発促進法に基づく技能検定「林業職種」の技能士のうち、1級林業技能士又は2級林業技能士の資格の保有を証明する書類(写)			
			<input type="checkbox"/>	研修等の受講状況、林業に関する継続教育(CPD)を証明する書類(写)		研修受講修了証等(写) 受講記録証明書等(写)	
<input type="checkbox"/>	5-1	従業員への賃金引上げ計画の表明書	<input type="checkbox"/>	中小企業等の場合、直近の事業年度の「法人税申告書別表1」		別表1の次葉は不要	
	5-2						
その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	必要により特記事項で求めているものがあれば			
			<input type="checkbox"/>	返信用封筒(電子入札による場合は不要)		簡易書留料金の切手貼付確認	